

高齢者見守り支援ネットワーク事業



★見守り支援ネットワークとは…

市内で活動している団体や民間事業者等と連携し、地域で異変のあるかたや、何らかの支援を要する高齢者を発見した際に、白岡市高齢介護課へご連絡いただくものです。

★ネットワークに参加するにはどうしたらいいの

まず本事業の趣旨をご理解いただいたうえで、市の指定様式「白岡市高齢者見守り支援ネットワーク事業賛同書」の提出をしていただきます。
提出されますと、白岡市高齢者見守り支援ネットワーク構成団体名簿へ登録いたします。

★登録後の役割とは？

見守り支援といっても特別な見守り業務を行うわけではなく、日常生活、職務中において、何らかの支援を要すると思われる高齢者を発見した場合に、市高齢介護課へ連絡をしていただくものです。連絡は強制ではなく、発見したかた・事業所の判断でお願いいたします。（任意連絡）

★登録を取り消すにはどうするの？

登録事業者等が何らかの事情により、ネットワーク事業への参加・協力が難しくなった場合は、市高齢介護課へ登録の辞退の連絡をお願いいたします。※届出等はありません。

ネットワーク事業 ～イメージ図～

※ 参考例です。

③市は、関係機関等と連携し、必要な支援に速やかに繋げていきます。



②支援を要するかの判断をし、必要であれば市へ連絡してください。



①日常業務中に対象者を発見。



連絡する際の留意事項

- ① 連絡を行う際に、次の点についてお伝えください。
※把握できている範囲で大丈夫です。
- (1) 連絡者の氏名・所属団体名
 - (2) 対象者の状況（できるだけ具体的にお願いします。）
 - ・対象者基本情報（氏名・年齢・性別・住所・連絡先）
 - ・発見日時 ・発見場所 ・発見時の状況
 - ・対象者の状態・特徴 ・早急な対応の要否
 - (3) 連絡者が取った対応（その時点での）
 - (4) 対象者の意向（どのような支援を望んでいるか）
 - (5) 対応後の折返し連絡の要否
 - ・（要）で申請時の連絡先以外であれば、再度お伝えください。
 - (6) 対象者に対し、この内容を市へ報告をする旨を伝えてあるか



② 土日・祝日・業務時間外に発見した場合の連絡は…

- (1) 原則、業務時間内（平日8時30分から17時15分）に連絡をお願いいたします。
- (2) 対象者が緊急を要するような場合は、警察署・消防署等への連絡をお願いいたします。



③ 見守り支援ネットワークに関するお問合せは…

担当：市高齢介護課地域支援担当

☎0480-92-1111 内線174

